

電子処方箋の普及による 医療の最適化

被

保険者証は2024年10月に廃止する方針が示され、また、本年4月から原則義務化となり経過措置が設けられたオンライン資格確認等システムも23年9月末までに導入を完了するスケジュールが掲げられており、医療分野の情報化・デジタル化はようやく本格的展開を迎えた。

オンライン資格確認は電子処方箋の普及のために必要な基盤であり、マイナポータルで自らの直近の薬剤情報を確認でき、ひいてはオンライン診療を利用して必要な医療を受けやすくなるなど、国民にとってもメリットは大きい。これまで「紙」で発行されてきた処方箋の情報を電子化する「電子処方箋」モデル事業が22年10月から全国4地域で開始された。北庄内地域におけるモデル事業では、患者の常用薬の把握、併用禁忌・重複投薬のチェックに資する処方オーダー・調剤時のアラート(リスク警告)などで効果を上げており、患者・家族の負担も軽減されているようだ。

本年1月26日からは「電子処方

箋」の本格運用が開始され、25年3月末までにオンライン資格確認等システムを導入しているおおむね全ての医療機関・薬局への導入を目指すこととされた。電子処方箋とすることにより、

- ・ 医療機関・薬局の間においてリアルタイムで処方・調剤情報を共有でき、訪問診療の際にも不可欠のツールとなる
- ・ 患者も、自身のこれまでの処方・調剤情報を一元的に閲覧することができ

・ より実効性のある重複投薬(同じ成分の薬をもらうこと)の防止、併用禁忌(薬の良くない飲み合わせ)の回避が可能となり、医療安全に役立てることができ

・ 薬局側で処方箋の入力作業を節減し事務が効率化できる

また、医療機関は薬局に対して迅速かつ効率的に処方箋情報を送ることができ、患者もオンライン診療などが受けやすくなる。救急時や災害時、感染症パンデミック時にあっても、スピーディーかつ的確に患者の常用薬が把握でき、

薬剤の適切な選択や使用を可能とする。さらには、調剤情報が共有されるようになると、抗インフルエンザ薬の調剤状況からインフルエンザの感染状況も把握でき、地域における感染症対策の最適化にもつながる可能性がある。

このように電子処方箋は、医療安全の向上と薬剤費などの節減に大きく資するが、そのためには地域において医療機関、薬局、行政機関等が連携して取り組むことが重要となる。しかし、オンライン資格確認に対応せず、電子処方箋も発行できない公費単独、生活保護等の制度の谷間にある患者の存在、リフィル処方箋や保険適用外の医薬品を含む処方箋、診療材料を含む処方箋等への対応といった課題もある。

こうした課題をできるだけ早期に解消するとともに、医療機関・薬局、ベンダーの積極的な取り組みを期待したい。健保連・健保組合としても、電子処方箋の利便性・メリットについて国のツールを活用した周知広報に努め、理解を深めていきたい。